

平成十八年十二月一日受領
答弁第一七一号

内閣衆質一六五第一七一号

平成十八年十二月一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の人脈構築費に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の人脈構築費に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の報道は承知している。

二について

お尋ねの「人脈構築関連経費」について必ずしも確立した定義があるとは承知していないが、人と人とのつながりを築くことに関連する経費を意味するものと承知している。

三について

外務省としては、在勤基本手当に人脈構築のための経費が含まれていることを在外職員に対して、しかるべく周知している。

四について

在勤手当は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）に基づき、在外職員が在外公館において勤務するのに必要な経費に充当するために支給されており、「精算」は行われていない。

五について

お尋ねの「対外業務にかかわらない公館内勤職員」の範囲について明確になっておらず、お答えすることとは困難である。

財務省としては、外交活動の実態を踏まえ、適切な予算を作成してまいりたい。

六について

外務省として、御指摘の経費の支出の個別の状況や個々の職員の貯蓄等の状況について把握しておらず、お答えすることは困難である。